［略］	［略］
［項を削る。］	［項を加える。］
［略］	［同上］
大特二	大型特殊自動車第二種免許
け引	牽引免許
け引二	牽引第二種免許
引・引二	牽引免許及び牽引第二種免許
［略］	［同上］

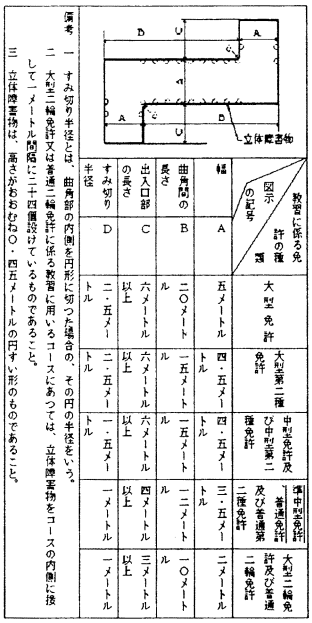
別表第三（第三十二条関係）

一　コースの種類に関する基準

教習に係る免許の種類	基準
［略］	［同上］
中型免許	大型免許の項に規定するコースを有すること。
準中型免許	大型免許の項に規定するコースを有すること。
［略］	［同上］
備考　［略］	備考　［同上］

二　コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基準
［略］	［同上］
屈折コース	一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



備考　一　すみ切り半径とは、曲角部の内側を円形に切った場合の、その円の半径をいう。

二　大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習に用いるコースにあつては、立体障害物をコースの内側に接して一メートル間隔に二十四個設けているものであること。

三　立体障害物は、高さがおおむね〇・四五メートルの円すい形のものであること。

二　舗装されていること。

［同上］	［同上］
け引	牽引免許
［同上］	［同上］
大特二	大型特殊自動車第二種免許
［項を加える。］	［項を加える。］
け引二	牽引第二種免許
［項を加える。］	［同上］
［同上］	［同上］

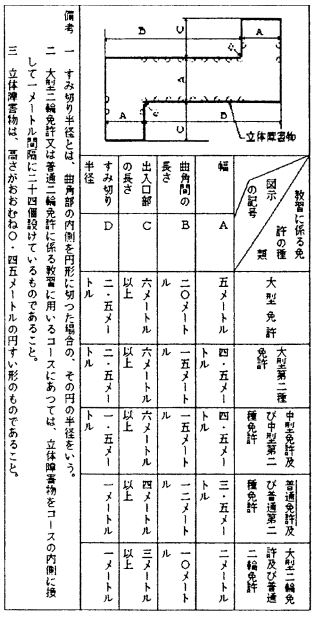
別表第三（第三十二条関係）

一　コースの種類に関する基準

教習に係る免許の種類	基準
［同上］	［同上］
中型免許	大型免許の項に規定するコースを有すること。
［項を加える。］	［同上］
［同上］	［同上］
備考　［同上］	備考　［同上］

二　コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基準
［同上］	［同上］
屈折コース	一　教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



備考　一　すみ切り半径とは、曲角部の内側を円形に切った場合の、その円の半径をいう。

二　大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習に用いるコースにあつては、立体障害物をコースの内側に接して一メートル間隔に二十四個設けているものであること。

三　立体障害物は、高さがおおむね〇・四五メートルの円すい形のものであること。

二　舗装されていること。